

平成 17 年 10 月 18 日

各 位

株式会社 タイセイ  
代表者名 取締役社長 佐藤 成一  
(コード番号 3359 Q-Board )  
問合せ先 常務取締役 江藤 衆児  
(TEL 0972 - 85 - 0117 )

### ストックオプション (新株予約権) の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 10 月 18 日開催の取締役会において、商法 280 条ノ 20 及び商法 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することの承認を求める議案を下記のとおり、平成 17 年 12 月 17 日開催予定の当社第 7 期定時株主総会に付議することを、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

1. 株主以外のものに対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
株主価値を意識した経営の推進を図るとともに、業績向上に対する意欲を一層高めることを目的として、新株予約権を発行する。
2. 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社の取締役、監査役及び従業員
  - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類  
当社普通株式
  - (3) 新株予約権の目的たる株式の数  
300 株を総株式数の上限とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率  
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認

める株式数の調整を行う。

(4) 発行する新株予約権の総数

300 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1 株)

なお、上記(3)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(5) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(6) 新株予約権行使時に払込をすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込をなすべき金額は新株予約権の行使により発行する株式 1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

株式 1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)の福岡証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または、新株予約権を発行する日の前営業日の終値(当該取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする)のいずれか高い額に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式合併を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(7) 新株予約権行使期間

新株予約権の発行日から 8 年を経過する日までの範囲内で、取締役会で決定する。

(8) 新株予約権の条件

- a. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- b. 新株予約権の相続は認めない。
- c. その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の消滅事由及び条件

- a. 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(8)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、当該新株予約権については無償で消却することができる。
- b. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当該新株予約権は無償で消却することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注)上記の内容については、平成17年12月17日開催予定の当社株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上